

地域公共交通確保維持事業の概要について

1 目的

国では、地域公共交通の維持に懸念がある地域や路線において、地域の特性や実情に最適な移動手段が提供されるよう、他市町にまたがる地域間幹線系統およびそれにつながる地域内フィーダー系統のバス路線等に対して補助を行い、支援している。

本市でも、通勤、通学、通院、買い物等で利用されるなど、広く沿線地域住民の日常生活や経済活動を支える必要不可欠な路線について、昨年に引き続き地域公共交通確保維持事業を活用して路線の確保・維持を図る。

2 地域公共交通確保維持事業の活用にあたって

本事業の補助を受けるには、地域公共交通確保維持事業における補助対象系統を位置付けた「市地域公共交通計画」（以下、「交通計画」という。）の策定（本市は令和6年3月策定済）と、交通計画本体に記載しない詳細な内容について「計画別紙」を毎年策定し、交通会議（本市は三木市地域公共交通検討協議会（以下、「本協議会」という。））で内容について協議し、国へ計画認定申請を行う必要がある。

また、認定申請後、計画に変更が生じた場合は、軽微な変更を除いて本協議会で再度協議することとなる。

今回は、下表の「今回協議事項」と記載している部分について協議いただきたいものである。

（参考）地域公共交通確保維持事業活用時の流れ

手続き	実施月 (目安)	R9 年度 〔補助対象期間〕 〔R8. 10. 1～R9. 9. 30〕	R8 年度 〔補助対象期間〕 〔R7. 10. 1～R8. 9. 30〕
計画認定 申請	6 月末	今回協議事項 幹線系統（資料 3） フィーダー（資料 4）	R7. 6. 24 協議（済）
計画認定 変更申請	随時		R8. 2. 軽微変更（済） 今回協議事項 幹線系統（資料 5）
交付申請	11 月頃		
事業評価	1 月頃		

3 令和9年度地域公共交通確保維持事業の計画認定申請について

(1) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

ア 補助申請予定路線

運送予定者名	運行系統名
神姫バス（株）	社～三木営業所～明石駅前
	三木営業所～養田～西神中央駅前
	社～御坂～三宮
	三田駅～市立図書館前～みなぎ台
	三木営業所～硯町～明石駅前

※社～三木営業所～明石駅前及び三木営業所～養田～西神中央駅前は、令和5年度に取得した車両にかかる車両減価償却費等購入費国庫補助も引き続き活用する。

イ 計画別紙（内容抜粋）

定量的な目標値として輸送人員を掲げており、令和7年度輸送実績を維持することを目標として目標輸送人員を設定する。

表 目標値と国庫補助額（資料3の項目2（1）、項目4より）

運送予定者名	運行系統名	目標輸送人員	国庫補助額
神姫バス（株）	社～三木営業所～明石駅前	320千人	3,695.5千円
	三木営業所～養田～西神中央駅前	59千人	1,333.0千円
	社～御坂～三宮	222千人	11,622.5千円
	三田駅～市立図書館前～みなぎ台	53千人	2,891.0千円
	三木営業所～硯町～明石駅前	267千人	1,569.5千円
合計		921千人	21,111.5千円

ウ 詳細資料

- ① 交通計画別紙
- ② 計画別紙の別表

資料 3

資料 3-1

(2) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

ア 補助申請予定路線

運送予定者名	運行系統名
神姫バス（株）	三木営業所～三木高校口～みなぎ台
	北播磨総合医療センター～三木高校口～みなぎ台

イ 計画別紙（内容抜粋）

定量的な目標値として輸送人員を掲げており、令和 7 年度輸送実績を維持することを目標として目標輸送人員を設定する。

表 目標値と国庫補助額（資料 4 の項目 2（1）、項目 4 より）

運送予定者名	運行系統名	目標輸送人員	公的負担額
神姫バス（株）	三木営業所～三木高校口～みなぎ台	14千人	3,334千円 ※
	北播磨総合医療センター～三木高校口～みなぎ台	7千人	
合計		21千人	3,334千円

※令和 7 年度地域内フィーダー系統国庫補助事業における負担額

ウ 詳細資料

①交通計画別紙

資料 4

②計画別紙の別表

資料 4-1

(3) 令和 9 年度地域公共交通確保維持事業の補助対象期間

令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 9 年 9 月 3 0 日

(4) 目標達成に向けた取組（資料 3 の項目 3 並びに資料 4 の項目 3）

地域間幹線系統確保維持事業及び地域内フィーダー系統確保維持事業で定めた目標達成に向け、事業者の取組に加えて、本市において、以下に取り組む。

- ・市内上限運賃制度（市内一律 2 0 0 円）の維持や制度の周知による利用促進
- ・乗継割引に対する補助制度の維持や制度の周知による利用促進
- ・「三木市公共交通総合時刻表」の継続的な作成及び配布
- ・市内を運行する路線バスに対する運行補助により、バス交通のネットワーク確保

4 令和 8 年度地域公共交通確保維持事業の計画変更について

令和 7 年 6 月に協議、承認された地域公共交通確保維持事業のうち、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金にかかる計画について、内容に変更が生じたことから、計画変更認定申請をするにあたり、本協議会で変更部分について協議する。

【再掲】（参考）補助活用時の流れ

手続き	実施月 (目安)	R9 年度 〔 補助対象期間 R8. 10. 1～R9. 9. 30 〕	R8 年度 〔 補助対象期間 R7. 10. 1～R8. 9. 30 〕
計画認定 申請	6 月末	今回協議事項 幹線系統（資料 3） フィーダー（資料 4）	R7. 6. 24 協議（済）
計画認定 変更申請	随時		R8. 2. 軽微変更（済） 今回協議事項 幹線系統（資料 5）
交付申請	11 月頃		
事業評価	1 月頃		

（1）地域間幹線系統確保維持費国庫補助金計画変更内容

車両減価償却費等購入費国庫補助（資料 5 の項目 1 3）にかかる負担額について、償却年数などの償却方法の変更に伴い、令和 8 年度国庫補助額を減額する。

ア 変更部分

① 交通計画別紙

資料 5 の項目 1 8 に今回の計画変更協議について記載

② 交通計画別紙の別表 6、別表 7

交通計画別紙の車両購入費補助（資料 5 の項目 1 3）にかかる負担額について、償却方法の変更に伴い令和 8 年度負担額を別表記載の額へ減額変更。

イ 詳細資料

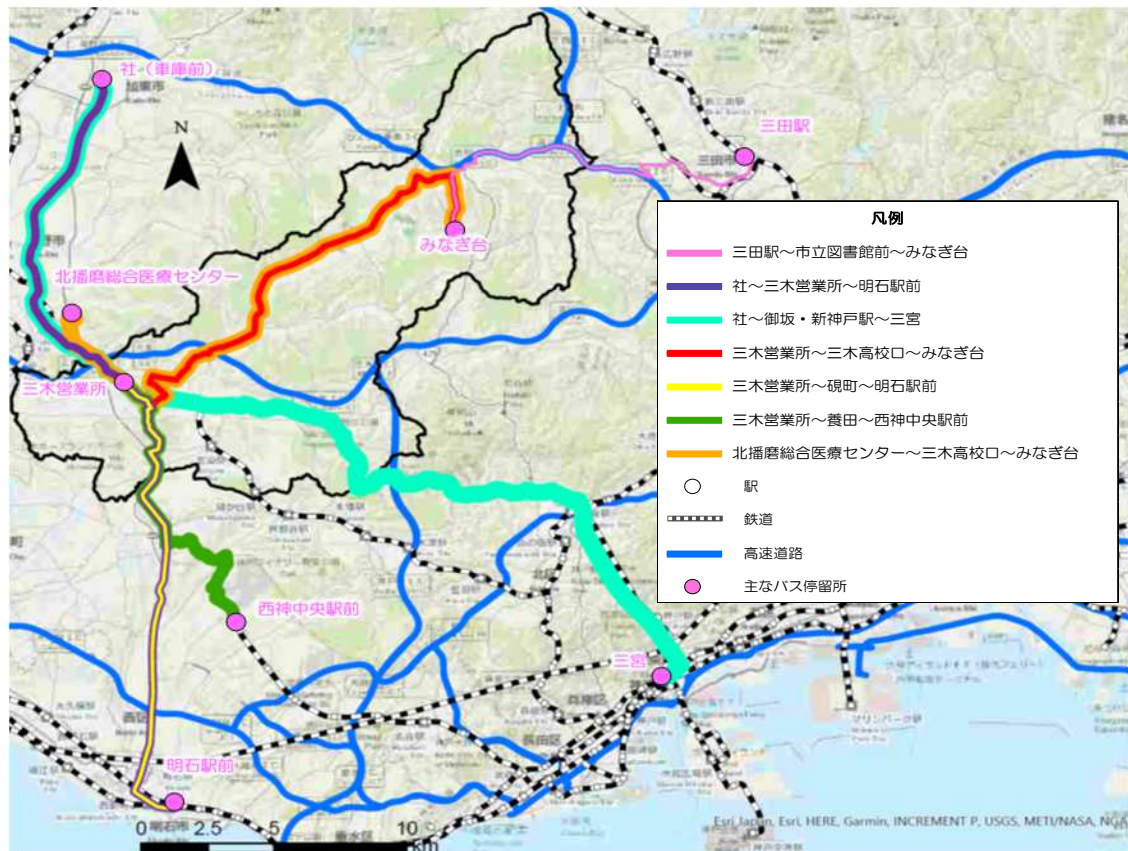
- ① 交通計画別紙 資料 5
- ② 計画別紙の別表 資料 5-1

（2）補助対象期間

令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 9 月 3 0 日

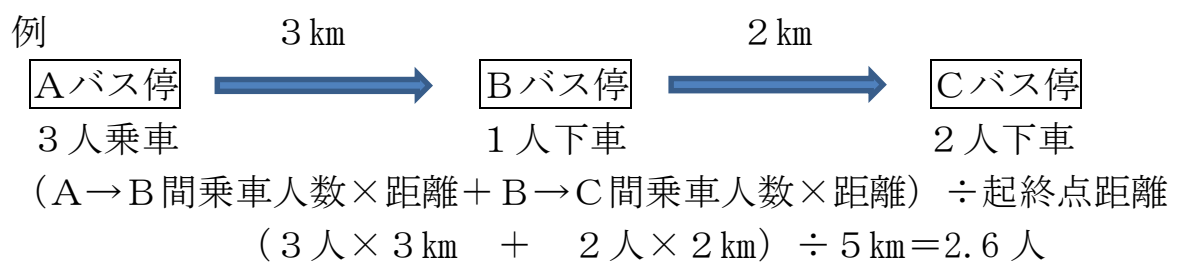
用語等の補足資料

国庫補助対象路線網図



平均乗車密度

1 便あたりのバスに乗った乗客数を全線で平均した値



輸送量

路線が運んでいる旅客の量（規模）を表す値で平均乗車密度に運行回数をかけることで算出できる。

例

平均乗車密度が 2.6 人の路線バスが 1 日 7 往復（運行回数 14 回）の

輸送量 2.6 人×14 回＝36.4 人